

佐賀労働局発表
令和6年4月30日(火)

【照会先】
佐賀労働局総務部労働保険徴収室
室長 山下 晶澄
室長補佐 津山 昭彦
(電話) 0952-32-7168

報道関係者 各位

労働保険の年度更新は電子申請にしませんか ～年度更新はカンタン・便利な電子申請の活用を～

労働保険の年度更新とは、前年度の確定保険料申告による精算と、本年度の概算保険料を申告・納付する手続きのことで、下記期間内に手続きが必要です。

◎ 年度更新期間：令和6年6月3日（月）から7月10日（水）まで

労働保険の年度更新申告書は、来庁による提出、郵送による提出ができますが、電子申請により提出することが可能です。

カンタン・便利な電子申請の活用を！—5月は電子申請利用促進月間です—

労働保険の手続きは、電子申請により行うことができます。電子申請をご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続きを行うことができます。

メリット1：スピード申請

申請書類への記入も簡単&スピーディー。

前年度の申告書類を取り込み、入力チェック機能や自動計算機能で、記入漏れや記入ミスを防げます。

メリット2：いつでも・どこでも

労働局や労働基準監督署などの窓口に出向く必要はありません。

窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。

しかも24時間365日、いつでも手続きが可能です。

メリット3：時間・コスト削減

申請・届出用紙の入手は不要。（書き損じの心配なし）。

窓口で並ぶ時間や窓口までの移動費などを大幅に削減でき、

総務担当者の業務改善につながります。

労働保険の電子申請を行うには、主に次の2つの方法があります。

電子申請2つの方法

① G ビズ ID を利用した手続き

G ビズ ID プライムのアカウントを作成して手続きを行います。 G ビズ ID は無料で取得可能、電子証明書がなくても電子申請が可能です。また G ビズ ID は、各種補助金や社会保険、雇用保険など、会社で必要になるさまざまな申請に対応しています。

② e-GOV を利用した手続き

電子証明書を用意し、e-GOV ポータルにアクセスしてアカウントの準備を行い、アプリケーションをインストールします。 市販の電子申請ソフト（API 対応ソフト）や対応している労務管理ソフトを利用すれば、より効率的な申請が行えるようになります。

*まずは体験してみたいという事業主の皆様へ

佐賀労働局労働保険徴収室に体験コーナーを設けています。職員が操作方法を丁寧に説明させていただき、電子証明書を保有していなくても、その場で電子申請ができます。是非ご体験ください。事前予約が確実です。

*電子申請の初期設定に不安をお持ちの事業主の皆様へ

厚生労働省では、事業場への訪問やオンライン対応による電子申請の初期設定を、無料でお手伝いする事業を実施する予定です。（5月以降に厚生労働省HPのサイトが更新予定です。）

*電子申請の詳細については、厚生労働本省ホームページ又は「労働保険関係手続電子申請」で検索。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html)

*さらにお得な情報です。

労働保険料の納付は口座振替が便利です

労働保険料等の口座振替納付は、事業主の皆様が口座を開設している金融機関に口座振替納付の申込みをすることで、届出のあった口座から金融機関が労働保険料及び一般拠出金を引き落とし、国庫へ振り替えることにより納付するものです。

メリット1

保険料納付のために金融機関の窓口へ行く手間や**待ち時間が解消**されます。

メリット2

納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなります。**延滞金の心配**がなくなります。

メリット3

法定納期限から保険料の引き落とし日までに最大**約2カ月のゆとり**があります。

【添付資料】資料① 労働保険関係手続の電子申請についてのリーフレット

「e-Gov (イーガブ)」
にアクセス!

労働保険の申請は、 カンタン・便利な電子申請で!!

これまでの書面手続に比べて、
電子申請は簡単・便利!

自宅やオフィス、社労士事務所から、
インターネットを経由して、24時間
いつでも申請や届出ができます。



いつでもどこでも手続可能!

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。
窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。
窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続が可能です。

簡単・スピーディに申請!

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。
毎年提出する年度更新申告であれば、前年度の申請情報を取り込めるので、入力の変更
と修正だけ! 入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスも防げます。

ムダな時間やコストも削減!

申請・届出用紙の入手は不要! 申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できる
ので、書類申請のための移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。
GビズIDやマイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。
(労働保険関係手続(一部手続は除く)について、GビズIDを利用して手続することができます。
また、マイナンバーカード等のICカード形式の電子証明書を利用する場合、ICカード
リーダーライターは別途必要です。)

まずは、e-Govウェブサイト*へアクセス!
<https://www.e-gov.go.jp/>

*電子申請についての利用案内が掲載されています。



電子申請の事前準備をはじめましょう!



下の4つのチェック事項をクリアしたら、準備は完了です！

チェック 1 電子証明書を用意します

G.bizIDアカウントを使用する場合は電子証明書の用意は不要となります。

労働保険関係手続の電子申請を行う場合は電子証明書が必要となります。電子証明書は「ICカード形式」と「ファイル形式」の2種類があります。



ICカード形式

- 公的認証サービス（マイナンバーカード）を活用できます。
- 民間の認証局からの取得も可能です。



ファイル形式

法務省の「商業登記に基づく電子認証」を活用できます。



電子証明書のご案内

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate>

チェック 2 アカウントの準備を行います

e-Gov電子申請を利用する際のアカウントを準備します。

サービス名	概要	利用方法
e-Govアカウント	e-Govサービス共通で利用できるアカウントです(※)。	e-Govアカウントを登録し、ログインしてください。
Microsoftアカウント	左記のサービスのアカウントもログインアカウントとして利用できます。	認証サービスごとに設けているログインボタンからログインしてください。
G.bizIDアカウント	1つのID・パスワードで様々な法人向け行政サービスにログインできるサービスです。G.bizIDから属性情報を取得し電子申請の基本情報として利用できます。 g BizIDプライム及びメンバーアカウントを利用すると、電子証明書の添付なしで労働保険関係手続（一部手続は除く）ができます。	

(※)e-Govアカウント登録の際は、事前にe-Govアカウント利用規約をご確認ください。



e-Govアカウントの登録

https://account.e-gov.go.jp/user/pre-registration/init?service_type=00

チェック 3 ブラウザの設定を確認します

ブラウザのポップアップブロックを解除します。ブロックが有効のまま利用すると、正しく画面が表示されない場合があります。



ポップアップブロックの解除

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/popupblock.html>

チェック 4 アプリケーションをインストールします

e-Gov電子申請アプリケーションをインストールします。なお、インストールには、管理者アカウントが必要です。



Windows版での手順

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/install.html#windows>



macOS版での手順

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/install.html#mac>

準備ができたなら「マイページ」から申請ができます！